

JICA在外拠点に勤務する【海外】有期雇用職制のスタッフを募集します。

1. 募集内容

集約型募集ポストの詳細は本要項に添付した募集ポスター一覧および各個票を参照ください。
有期雇用職制の職制一覧や募集の概要・FAQについては[JICA採用総合サイト](#)の「社会人の方向けコンテンツ」(総合職・有期雇用職制)よりご参照ください。

2. 採用時期、契約期間および勤務地

各ポストにより異なります。詳細は各募集ポストの個票を参照ください。

3. 応募資格

各募集ポストには求められる語学能力および資質・能力・経験を設定していますので、詳細は各募集ポストの個票を参照ください。

下記9. 応募に関する諸条件・補足説明についても併せてお読みください。

4. 待遇

- 応募にあたっては各職制の待遇・諸制度に同意していることが条件となります。
- 待遇は、赴任される際に居住している国、家族の随伴の有無などの状況を確認の上、JICAの規程に基づき決定されます。規程で定める手当の種類や金額は変更される可能性があります。
- 海外に居住している方が赴任する場合には一定の要件を満たした場合、JICAが定める海外居住者用の待遇制度が適用されます。また、国内給与や赴任旅費等の支給は、本邦の銀行口座へ振り込みます。
- 当初予定の渡航時期の変更等により、赴任期間が12か月未満の場合は、待遇が異なる場合があります。
- 企画調査員については各募集ポストの個票及び、以下リンクも必ずご確認ください。
「[企画調査員 | JICAについて - JICA](#)」内の「企画調査員案件の応募について」
「[企画調査員の待遇等について](#)」
- 在外期限付職員の待遇は各募集ポスト個票の待遇欄の記載のとおりです。

5. 選考基準

各人の資質・能力等を基に募集ポスト毎に選考します。

企画調査員の各ポストに求められる資質と能力については個票を参照ください。

6. 選考スケジュール・応募方法

- 募集期間: 2026年10月30日(金)～2026年11月12日(木)正午
[JICA採用マイページ](#)よりエントリーシートの登録が完了している方が選考の対象となります。(JICAホームページではありませんのでご注意ください)
- 一次選考: 書類選考: 11月下旬までに可否に関わらず結果を通知致します。
- 二次選考: 面接選考: 2026年12月3日(木)～12月10日(木)
同期間内にオンラインにて実施します。
2026年12月下旬までに可否に関わらず結果を通知致します。
選考の都合上、結果通知の時期に差が生じる場合があります。

可否に関するお問い合わせには一切お答えできません。

7. 併願ルール

■併願ルール①(集約型募集内の併願)

- 2026年11月【国内】および【海外】有期雇用職制の集約型募集の中から、第3希望まで出すことができます。
- 応募時に提出された希望順位を変更することはできません。
- 複数ポストに併願(最大3ポスト)いただいた場合、ポストごとに書類選考を行います。書類選考に合格したポストについて、それぞれ面接を実施します。面接選考結果の合格通知では、1ポストのみのご連絡となります。

■併願ルール②(集約型募集とJICA社会人採用の併願)

- 集約型募集と現在募集中の社会人採用との併願は可能です。
- 集約型募集の面接選考で合格通知を受領した時点で、社会人採用の選考は取り下げとなります。
- 社会人採用の選考を優先したい場合は、集約型募集の面接選考期間最終日までに、お問い合わせフォームより集約型募集辞退の旨ご連絡ください。
- 集約型募集の選考を辞退することで、別の選考が不利になるなどの影響はありません。

■併願ルール③(併願ルール①、②以外のJICAの募集及び公示との併願)

- 本集約型募集以外のJICAの募集及び公示(PARTNERで募集する集約型以外の有期雇用職制や、業務実施契約(現地滞在型)等)との併願については制限を設けませんが、それぞれの案件の併願要件をご確認ください。
集約型募集の合格通知を先に受領した際は、集約型募集の合格受諾を優先することとします。
- 【国内】および【海外】の集約型公募において、応募中のポストの選考が終了するまでは、別の月の集約型公募(海外・国内問わず)に応募することはできません。二重に応募したことが確認された場合は、後から応募された公募は受理されません。
- 応募ポストの選考は、機構が選考結果の通知を送信した時点、もしくは、応募者が辞退等の意向を表明し、機構より辞退等受理の通知を送信した時点で終了します。
- 辞退の申し出は、応募者マイページ内のお問い合わせフォームを使用してください。
- 第1～3希望以外の有期雇用職制ポストから面接のオファーを希望する場合は、エントリーシート入力項目において「希望ポスト以外からのオファーを受ける」を選択ください。
- 「希望ポスト以外からのオファーを受ける」を選択した場合においても、別の月の集約型公募に応募することは可能です。選考が継続されている間に、希望ポスト以外のポストからの面接オファーを受けることがあります。面接オファーを受け、面接を実施し、合格通知を受領した時点で、選考継続中のポストの選考は取下げとなりますのでご了承ください。

9. 応募に関する諸条件・補足説明

(1)健康・安全

- 【海外】集約型募集の書類選考に合格された方には、面接選考への参加前に、「健康に関する質問票」に回答いただきます。なお、質問票の記載内容により弊社産業医から診療情報提供書(診断書)の提出を依頼することがございます。その場合は速やかに主治医等を受診の上ご提出ください(診療情報提供書の取付・提出等にかかる費用は、ご自身で負担いただきます)。
- 応募前に[企画調査員 | JICAについて - JICA](#)の「健康診断」および「安全管理」をお読みください。在外期限付職員についても同内容を適用します。なお、各ポストの個票には「安全管理に関する補足事項」が記載されている場合があります。
- 【海外】有期雇用職制集約型公募に合格された方は、JICAの安全対策の一環である[セルフディフェンス研修\(実技\)](#)の受講が必要となります。詳細は選考合格通知にてご案内します。なお、採

用予定日から遡り3年以内の受講歴のある方は受講免除とします。また、採用予定日に海外居住の方は採用日前に申込完了の上、一時帰国時に受講していただきます。

(2)契約期間・勤務地・派遣時期

- 赴任国で業務遂行することを想定していますが、治安上の理由等により、契約期間が募集時から変更される場合や、業務内容・勤務地等が変更となる場合があります。
- 赴任にあたり旅券作成や赴任国等の査証申請を行うため、手続きに時間を要する場合は、募集時の契約開始日(採用日)が変更される場合があります。

(3)赴任時期・赴任前研修

- 採用月には日本において赴任前研修をオンライン受講した後に、同時並行で進める渡航手続きが完了次第、赴任予定です(採用月下旬の赴任が基本ですが採用月の翌月上中旬になる場合があります)。現職の海外有期雇用職制の方が自身の後任ポストに合格した場合は日本に帰国しません。また研修受講を省略します。

(4)JICA関係の業務に従事している場合

- JICA有期雇用契約に基づき日本国内業務に従事している方の応募は可能です。合格した場合は、契約開始日および契約期間を調整する可能性がありますのでご了承ください。
- JICA有期雇用契約に基づき海外業務に従事している方、JICA専門家およびプロジェクト等に従事中の方(JICA海外協力隊を含む)については、契約開始予定時期までに当該業務が終了しない方は応募できません。また、応募後に該当することが判明した場合は不合格もしくは不採用とします(各ポストの契約開始予定日の前日までに現在の業務が完了している必要があります。)
- 現職の海外有期雇用職制の方は、自身の後任ポストに応募することは可能です。合格した場合は、募集ポストの契約期間を調整する可能性がありますのでご了承ください。自身の後任ポスト以外への応募については、募集ポストの契約開始予定日の前日までに現在の契約期間が終了する場合に限り応募可能です。なお、応募後に、契約期間が終了しないことが判明した場合は、不合格もしくは不採用とします。

(5)所属先を有している場合【企画調査員のみ】

- 原則として、所属先を退職し、JICAと有期雇用契約を締結していただくことを想定しています。ただし、所属先とJICAの間で合意があれば、籍を残したまま出向することも可能です。その場合、利益相反を防ぐため、出向者は所属先が関与する業務を担当できず、所属先も出向者が関与する業務をJICAから受注することはできません。なお、また、出向覚書の締結時点で所属先がJICAから措置を受けている場合は、出向は認められませんのでご了承ください。

(6)海外居住している場合

- 海外に居住する日本人が海外有期雇用職制として契約する場合には、JICA が定める海外居住者用の待遇制度が適用されます(海外居住者制度)。
- 海外居住者制度の対象となる方は、海外有期雇用職制として採用されることが内定した時点で、本邦以外の第三国に居住しており、一定の要件を満たした方が該当します。現在の居住国と同一国への赴任が決定した場合、旅費や一部の手当の取扱いが異なります。現在の居住国と赴任国が異なる場合には、赴任旅費や休暇一時帰国等の旅費の算定に用いる起点・終点が本邦ではないため、旅費支給額が異なります。
- 公用旅券の発給・受け取りのために日本を経由したのちに赴任する場合があります。

- なお、採用の内定時に一時的に海外に滞在(1 年以上)していた方については、赴任時の旅費の調整が発生する場合があります。

(7)応募書類

a. エントリーシート

- 日本語で記入してください。

b. 語学証明書

- 提出ができない場合でもご応募は可能です。但し、実務として使用できる程度の相応の語学力を保持していることを求めますので、履歴書や業務企画書に応募ポストで必要とされる言語を使用して業務を行った経験等を記載ください。語学レベルの参考とします。
- 日本語が母語ではない場合は、日本語能力に関する公的証明書を必ず提出してください。

c. 業務企画書

- 日本語で記入してください。
- 希望するポスト毎に業務企画書を作成のうえ、各ポストにそれぞれ提出してください。冒頭には必ず希望ポスト名を記載してください。各項目の字数制限以内であれば、どのように記載いただいても構いません。指定様式以外の書類の提出は受け付けません。
- 「資質・能力にかかる説明」については PARTNER で解説している6つの資質と能力を参照のうえ、関連する学歴、実務経験等に基づき自身の資質・能力を項目ごとに説明ください。
- 「今後のキャリアにかかるビジョン」については、現時点で思い描いている今後のキャリア形成、目標について、簡潔に記載してください(身に着けたい専門分野や特定の地域があれば、併せて記載ください)。
「志望動機・自己 PR、優先的に取り組むべきと考える課題について」は、希望案件に関し、志望動機・自己 PR 及び、ご自身が優先的に取り組むべきと考える課題について述べてください。

(8)その他

- 情勢等の変化により、ポストの募集が中止、もしくは採用時期が変更となる場合があります。また、ポスト内定後に赴任予定国の治安や情勢等の変化により、JICA 事業の実施が困難になった場合、内定取り消しとなる場合があります。

10. 問い合わせ先

- 個別案件についてご不明な点(業務内容や必要経験等についての質問)については各ポストの個票の担当者まで照会ください。
- システムメンテナンスのため回答までお時間を要する場合があります。回答までに数日要する場合や、他の応募者との公平性の観点で回答できかねる場合もありますことをご了承ください。未回答の場合も、応募〆切日時に変更はありません。
- 選考プロセスについてのご質問は、JICA採用マイページ内のお問い合わせフォームよりお願いします。
- 電話でのお問い合わせには対応いたしかねます。

以 上

別添:公募ポスト一覧、公募ポスト個票

↓ポストの番号をクリックすると該当ポストの個票に移動します。また、個票の左上の番号をクリックするとポスター一覧ページへ戻ります。

番号	派遣国	配属機関名	担当分野名	分野	契約形態	業務概要	募集人数	格付	契約期間	月数	
G1101	ラオス	JICAラオス事務所	保健・社会開発	保健医療	企画調査員 (企画)	JICAラオス事務所長の指示のもと、以下の業務を行う。 (1) JICAラオス事務所にて、「保健医療プログラム」の対象分野及び社会福祉・ジェンダー等の社会開発セクターを中心とする分野の事業を担当し、案件監理及び各種調整業務を行う。 (2) 担当分野に関連し、関連するセクターの開発目標、開発状況、協力プログラムの目標等を踏まえラオス政府機関および日本側関係者、関連開発パートナーから関連情報の収集・分析、連絡・調整を通じて、事業の戦略性強化を図る。セクターワークキンググループ等への参加と支援を行う。 (3) 担当分野に関し、ラオス政府機関および日本側関係者、関連開発パートナーとの協議を通じて効果的な新規案件の発掘・形成の促進を図る。また、案件相互の連携や域内連携を強化する。 (4) 担当分野に関し開発状況やJICA協力の成果をとりまとめ、協力成果の可視化、広報を促進する。 (5) その他、JICAのプログラム及びプロジェクト（技術協力・無償資金協力等）に関する情報収集・分析、関係者との連絡・調整、案件形成、案件促進、協力案件相互の連携促進を行う。 (6) 前各号に掲げるもののほか、甲の事業遂行上必要な業務で甲が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。） ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。	1	企画調査員8号	2027年5月1日 ～ 2029年4月30日	※更新・延長なし	24か月
				社会保障							
G1102	パキスタン	パキスタン事務所	経済開発	民間セクター開発	企画調査員 (企画)	JICAバキスタン事務所長の指示のもと、以下の業務を行う。 (1) 産業育成・投資環境整備プログラム及び農業・農村開発プログラムの案件監理、評価及び新規案件の形成を行う。 (2) 産業開発・中小企業振興・投資環境整備及び農業・農村開発に関するバキスタン連邦政府、各州政府による政策・政策動向や、他ドナーによる支援動向等の各種情報を収集・分析し、JICA内関係者及び現地DIAスタッフと連携し、最新動向をプログラムの内容及び得るの支援方針に反映させる。 (3) 日本大使館と緊密に連携し、大使館所管のスキームの案件形成を側面支援するとともに、JICAの実施中及び実施予定案件との連携を図る。 (4) その他、上記に附帯する業務をはじめJICAバキスタン事務所内での必要な業務を行う。 (5) 前各号に掲げるもののほか、甲の事業遂行上必要な業務で甲が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。） ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。	1	企画調査員8号	2027年6月1日 ～ 2029年5月31日	※更新・延長なし	24か月
				農業開発／農村開発							
G1103	ケニア	JICAケニア事務所	海外投融資 (アフリカ広域)	民間セクター開発	企画調査員 (企画)	本邦民間連携事業部及びJICAケニア事務所長の指示のもと、以下の業務を行う。 (1) アフリカにおける海外投融資案件の整理 (2) アフリカ投融資先の付加価値向上のための支援（日本企業連携含む） (3) アフリカにおける海外投融資の発掘・審査支援 (4) 組織内アフリカ在外事務所における海外投融資の主流化支援 (5) 前各号に掲げるもののほか、機構の事業遂行上必要な業務で機構が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。） ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。	1	企画調査員8号	2027年4月1日 ～ 2029年3月31日	※更新・延長なし	24か月
G1104	マラウイ	JICAマラウイ事務所	農業農村開発	農業開発／農村開発	企画調査員 (企画)	JICAマラウイ事務所長の指示のもと、必要に応じて担当所員の支援を得ながら以下の業務を行う (1) プログラム計画・農業農村開発セクター及び民間セクター（含む観光業）等関連するセクターの現状分析、相手国政府・各ドナーとの協議、NGO、民間企業等との情報分析、整理。 (2) 域内協力の推進：SHEPP/CARDを中心とした協力のより効果的な展開のため、東南部アフリカ地域を中心に、他のJICA事務所やプロジェクトとの情報交換や域内協力を推進する。 (3) 新規案件形成：上記（1）、（2）を踏まえつつ、農業農村開発セクター及び民間セクター（含む観光業）等関連するセクターの具体的な案件を形成する。 (4) 事業の実施促進、実施監理にかかる業務を行う。①担当分野にかかる実施中及び新規案件について、関係者（JICA、大使館、関連プロジェクト、充方政府等）との連絡・調整を含めた、事業実施監理を行う。②担当分野にかかる政府機関、他ドナー、民間企業等との連絡調整、連携促進を行う。③治安対応や緊急援助の必要が生じた場合、事務所長の指示のもと、関連活動の支援を行う。 ④協力事業に係る広報活動を支援する。 (5) 前各号に掲げるもののほか、機構の事業遂行上必要な業務で機構が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。 ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。	1	企画調査員0号	2027年6月1日 ～ 2029年5月31日	※更新・延長なし	24か月
				民間セクター開発							
G1105	モザンビーク	JICAモザンビーク事務所	教育・保健	教育	企画調査員 (企画)	JICAモザンビーク事務所長の指示のもと、必要に応じて担当所員の支援を得ながら、以下の業務を行う。（1）JICAモザンビーク事務所にて、教育・保健を中心とする分野の事業を担当し、案件監理及び各種調整業務を行う。 (2) 大臣や次官を含むモザンビーク政府、実施機関の高官や関係ドナー、民間企業等から担当分野の事業に関連した情報を収集・分析し、関係者に共有する。 (3) 担当分野に関連し、モザンビーク政府機関及び日本側関係者との連絡・調整を行い、新規案件の発掘・形成を促進するとともに、モザンビーク教育協力プラットフォームとの連絡・調整を担う。 (4) アフリカ域内協力並びにポルトガル語圏諸国との南南・三角協力の推進に向け、関係国政府機関、地域機関、ドナー等との連携を促進し、知見・経験の共有、新規協力案件の形成支援及びネットワーク強化に取り組み。 (5) 担当分野の協力プログラム及びプロジェクトに関し、案件相互の連絡強化等を通じたプログラムアプローチによる包括的協力案の策定支援を通じ、事業の戦略性強化を図る。 (6) 前各号に掲げるもののほか、機構の事業遂行上必要な業務で機構が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。） ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。	1	企画調査員0号	2027年5月1日 ～ 2029年4月30日	※更新・延長なし	24か月
				保健医療							
G1106	チュニジア	JICAチュニジア事務所	アルジェリア・チュニジア案件形成・実施監理・支援	事業調整・南南・三角協力	企画調査員 (企画)	JICAチュニジア事務所長の指示のもと、以下の業務を行う。 (1) 案件を円滑に形成・実施監理するための情報収集・整理 ①関連情報を収集・整理し、JICAの対応・考えをまとめる、事務所長等へ報告・相談する (2) 政府関係機関や開発パートナー等とのネットワーク構築 ①政府関係機関、大使館、開発パートナー、民間企業等と連絡調整を行い関係構築を図る。 (3) 円滑かつ効果的な案件形成・実施監理 ①上記を踏まえ、JICA関係部署等と連絡調整を行いつつ案件を形成する。 ②実施中案件や形成済みの案件について、JICA関係部署等と連絡調整を行い実施監理をする。 ③関連の広報、調達などの事務手続きを行う。 (4) 前各号に掲げるもののほか、機構の事業遂行上必要な業務で機構が命じるもの（在外拠点長の指示により、上記の業務のみならず、他の業務〔ボランティア事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。 ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。	1	企画調査員8号	2027年5月1日 ～ 2029年4月30日	※更新・延長なし	24か月
				多岐にわたる分野							
G1107	パレスチナ	JICAパレスチナ事務所	産業振興・物流促進	民間セクター開発	企画調査員 (企画)	JICAパレスチナ事務所長の指示のもと、以下の業務を行う。 (1) 産業開発・零細中小企業支援（ガザを含む）・平和と繁栄の回顧構想を中心とする分野の事業を担当し、案件監理（予算管理含む）及び各種調整業務を行う。 (2) 大臣や次官を含むパレスチナ自治政府・実施機関の高官や関係ドナー、民間企業等から担当分野の事業に関連した情報を収集・分析し、関係者に共有する。 (3) 担当分野に関連し、パレスチナ自治政府機関および日本側関係者の連絡・調整を行い、新規案件の発掘・形成の促進を図る。 (4) 担当分野の協力プログラム及びプロジェクトに関し、案件相互の連絡強化等を通じたプログラムアプローチによる包括的協力案の策定支援を通じ、事業の戦略性強化を図る。 (5) 前各号に掲げるもののほか、機構の事業遂行上必要な業務で機構が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔観光・農業、エネルギー、各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。） ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。	1	企画調査員8号	2027年5月1日 ～ 2029年4月30日	※更新・延長なし	24か月
G1151	ヨルダン	JICAヨルダン事務所兼JICAシリア支所	一般事務・経理	一般事務・経理	在外期限付職員	以下業務はシリア、レバノンに関する業務を含めております。 (1) シリア支所の総務業務（建物・資産・物品の管理や調達、修理等、所内IT環境管理、事務所運営にかかる各種契約管理、法務・コンプライアンスに係る事務） (2) シリア支所の経理業務（経理システム入力、伝票（仕訳）作成、関係書類の取り付け、会計帳簿の整理と月次報告、資金申請業務（翌月の支出見込み把握と資金移動）、出納帳簿（現金、小切手の取扱い、銀行取引、預金残高照会）、中間・年次決算業務） (3) 広報（日本語広報誌の作成・発行、広報グッズ作成等） (4) 事業担当の副担当業務 (5) その他、在外事務所長の指示する業務 ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。	1	期限付職員3号	期間の定めあり(2027年4月1日～2028年3月31日)※ ※上記は初回の契約期間です。契約は「独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条」に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。	12か月	
				多岐にわたる分野							

【個票】【海外】No.	R1101	■募集ポスト名：	Laos【企画調査員（企画）】保健・社会開発		
職務内容					
			①	②	
■契約形態：	企画調査員（企画）	■担当分野名：	保健・社会開発	■分野：	保健医療 社会保障
■業務内容：					
【募集の背景・目的】 ラオス政府は、第10次国家社会経済開発計画（2023-2030）及び保健セクター開発計画を策定し、2030年に向けてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHS）達成を目指している。国家社会経済開発計画の柱として、自立的経済、質の高い人的資源、社会福祉改善、天然資源と環境の保全、連結性強化・地域統合、ガバナンス・行政強化の6つを掲げ、保健や人材開発も重視する分野の一つとしている。 JICAはこれらの目標の実現に向け、国別分析ペーパーにて「国家財政基盤の安定化及び法の支配の強化の定着」「競争力強化や周辺国との連結性強化を通じた質の高い経済成長」「包摂的で安定した社会基盤の強化」を実現すべく協力を進めている。そのためには、技術協力、無償資金協力、円借款、民間連携、草の根技術協力等を有機的に連携させ、協力の戦略性をさらに高めていく必要がある。また、ラオス政府の財政状況が非常に悪化しており、予算・人材の確保が困難になっているなかで、特に保健や教育等の社会インフラの改善に向けては、ラオスの人々が真に必要なとる協力を、現場に足を運び、ラオスの関係者と議論を行いながら、効率的・効果的な案件を形成していく必要がある。さらには、効果的な案件形成のために、日本の優位性や成長戦略にも資する視点も求められている。 本公募では、社会福祉・ジェンダー等の社会開発セクターのプログラムの戦略性を強化し、技術協力、無償資金協力等を組み合わせた総合的な協力を推進し、実施中または今後実施するプロジェクトの開発効果を増大させることを目的に、主に社会開発セクターに関する業務を担当する企画調査員を募集する。					
【期待される成果】 （１）「保健医療プログラム」および社会福祉・ジェンダー等の社会開発セクターの戦略性が高まり、プロジェクトの開発効果が増大される。 （２）同プログラム及びセクターにおいて、技術協力、無償資金協力、有償資金協力等の新規案件形成の促進並びに実施中案件に関する適切な実施監理・各種調整が行われる。案件形成、実施監理・各種調整においては、JICA内関係者はもとより、ラオス側の実施機関や他開発パートナー等の関係者間や、日本の成長戦略に資する案件形成に係る助言を得るべく関係者との調整が適切に実施される。 （３）同プログラム及びセクターにおいて、実施中の案件と周辺国における協力との連携が促進される。 （４）同プログラム及びセクターにおいて、実施中の案件のモニタリング、成果・情報発信等に関する運営が円滑に行われる。 （５）その他、事業遂行上必要な業務が適切に推進される。					
【業務内容】 JICAラオス事務所長の指示のもと、以下の業務を行う。 （１）JICAラオス事務所にて、「保健医療プログラム」の対象分野及び社会福祉・ジェンダー等の社会開発セクターを中心とする分野の事業を担当し、案件監理及び各種調整業務を行う。 （２）担当分野に関し、関連するセクターの開発目標、開発状況、協力プログラムの目標等を踏まえラオス政府機関および日本側関係者、関連開発パートナーから関連情報の収集・分析、連絡・調整を通じて、事業の戦略性強化を図る。セクターワーキンググループ等への参加と支援を行う。 （３）担当分野に関し、ラオス政府機関および日本側関係者、関連開発パートナーとの協議を通じて効果的な新規案件の発掘・形成の促進を図る。また、案件相互の連携や域内連携を強化する。 （４）担当分野に関し開発状況やJICA協力の成果をとりまとめ、協力成果の可視化・広報を促進する。 （５）その他、JICAのプログラム及びプロジェクト（技術協力・無償資金協力等）に関する情報収集・分析、関係者との連絡・調整、案件形成、案件促進、協力案件相互の連携促進を行う。 （６）前各号に掲げるもののほか、甲の事業遂行上必要な業務で甲が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。） ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。					
■派遣国：	ラオス	■勤務地：	ビエンチャン	■配属機関：	JICAラオス事務所
※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。					
■契約期間：	2027年5月1日	～	2029年4月30日	■募集人数（人）：	1
※更新・延長なし					
■特記事項					
■必要な語学力：語学目安のレベル詳細はこちら： https://partner.jica.go.jp/contents/pdf/guideline.pdf					
日本語	業務遂行に支障がないこと	日本語能力試験 N1 レベル（特記事項参照）		【言語・語学力に関する特記事項】 ・日本語を母語としない応募者においては語学証明書（日本語能力試験N1レベル相当）の提出を必須とします。	
英語	A	以上であること			
■必要な技術資格：					
■必要な学位：					
		学士以上が望ましい		■（関連業務に従事した）実務経験年数目安：	5年以上
■必要な業務経験：					
望ましい	企画調査員の経験				
望ましい	JICAでの業務経験				
望ましい	保健分野、社会開発分野での業務経験				
■求められる資質と能力：本ポストに求められる資質と能力は以下の通りです					
https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities					
★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問					
分野・課題専門力		★★	コミュニケーション力		★★★
総合マネジメント力		★★★	援助関連知識・経験		★★
問題発見・分析力		★★	地域関連知識・経験		★
■格付：	企画調査員B号			■月額基本給（海外赴任中）：	332,496円
■待遇	待遇についての詳細はこちら： https://www.jica.go.jp/about/recruit/kikakuchosain/index.html#planning				
当 1. 遣手当①海外赴任中：在勤基本手当（赴任国・業務格付による。）、住居手当、配偶者手当（該当者のみ）、子女教育手当（該当者のみ）。 規程で定める手当の種類や金額は変更される可能性があります。 ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 超過勤務手当 ※退職手当は支給なし。 2. 勤務時間①海外赴任中：各現地事務所のためによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日①海外赴任中：各現地事務所のためによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 土曜、日曜、国民の休日および年末年始 4. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 5. 時間外労働：あり 6. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、各種社会保険完備、団体生命保険 9. その他：昇給なし。賞与あり（6月および12月） その他、就業規則等内部規程に基づきます。					
・登用制度	https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html				
・独立行政法人国際協力機構 ・有期雇用者就業規則	https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html				
・有期雇用者手当支給細則	https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html				
■安全管理に関する補足事項	JICAの定める安全対策措置を遵守していただきます。			■健康質問票の提出：	要
※応募前にJICA HPにて派遣国(地域)および業務上出張が想定される国・地域の国別安全対策情報をご確認ください。 (ID、PW発給を受けてください)				https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/index.html	
■担当部署名：	ラオス事務所			■担当者名：	吉村 由紀
■面接方式：	オンライン			■E-mailアドレス：	Yoshimura.Yuki@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
ラオスは、現在厳しい経済状況に直面しています。経済成長を牽引する分野の開発は喫緊の課題となっていますが、一方で、保健医療、社会福祉及び教育分野等の社会セクターの改善は、中長期的な国力向上を支える重要なセクターです。ラオスの保健医療・社会福祉分野を担当する本ポストは、ラオスの今と将来に大きく貢献するものです。本ポストでは、ラオス政府関係者、開発パートナー、そして日本の様々な関係者との関係づくりを通じ、よりよい事業を作り上げていく経験を積むことができます。また、ご自身の経験を活かし、新しい分野での協力への挑戦も歓迎します。ラオスの国造り、人材育成に熱い想いをもって取り組んでいただける方のご応募をお待ちしております！					

【個票】【海外】No.		G1102		■募集ポスト名：		パキスタン【企画調査員（企画）】経済開発	
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		企画調査員（企画）		■担当分野名：		経済開発	
				■分野：		民間セクター開発	
■業務内容：						農業開発／農村開発	
【案件の背景】 パキスタンの人口は、現在約2.5億人（2024年）で、半数以上が25歳以下の若年層である。パキスタンは内需を中心に成長してきたが、国内生産力がまだ弱く、成長に伴い対外収支が赤字化する構造的な問題を抱えている。とりわけ、外貨獲得のため輸出振興が急務とされているが、輸出の約60%が繊維関連産品で占められ、繊維に次ぐ主要な輸出志向型産業が育っていない。この背景には、産業技術・人材育成・インフラへの投資を官民双方が十分に行ってきていないこと、貿易・投資促進を包含した一貫性のある産業政策を打ち出せていないこと、法規制や税制、金融システムが複雑で透明性が低く民間事業の実情に合わない場合が多いことが挙げられる。 また、パキスタンの農業セクターは、GDPの約20%を占め、全労働者の約40%が従事する主要産業である。GDPで農業が占める割合は漸減しているが、雇用を創出する産業が拡大していない中、特に地方部では農業セクターが労働力を吸収している。一方、適切な栽培技術の普及が不十分で、農業生産性が低いなどの課題がある。 このような状況を踏まえ、我が国はパキスタンに対する援助重点分野として「経済安定化と産業構造の多様化促進」を掲げ、JICAは「産業育成・投資環境整備」プログラムを設定し、産業の国際競争力強化を目標に、今後の成長エンジンとなりうる産業の育成とともに、国内生産及び経常収支を改善し若年層を含む雇用を創出するための産業育成に資する支援を展開している。同じく、パキスタンに対する援助重点分野として「人間の安全保障の確保と社会基盤の改善」を掲げ、「農業・農村開発」プログラムを設定し、小農や零細農等の農村部の貧困層に対する家計所得の多様化、畜産・農産物の生産性向上や多様化に向けた支援を展開してきている。							
【業務の目的】 （１）JICAがパキスタンで展開する「産業育成・投資環境整備」プログラム及び「農業・農村開発」プログラムをより効果的に推進していくために、両分野の実施中案件の案件監理を行い、各協力の相乗効果を生み出し、効果発現を増大させる。 （２）ODAタスクフォース等でパキスタン日本国大使館に対して、JICAの協力案件の説明を行うとともに、大使館が実施する事業との相乗効果の発現を図る。 （３）上記を踏まえ、適時かつ効果的にプログラムの内容を戦略的に見直し、開発効果の高い新規案件及びフォローアップ案件の発掘と形成を行う。							
【期待される成果】 （１）産業育成・投資環境整備及び農業・農村開発の各プログラムにおけるJICA協力案件の実施が促進されるとともに、開発効果の高い新規案件の形成が推進される。 （２）日本大使館、他ドナー等との連携を通じ、対パキスタン民間セクター開発／農業・農村開発分野支援の相乗効果の発現が図られる。							
【業務内容】 JICAパキスタン事務所長の指示のもと、以下の業務を行う。 （１）産業育成・投資環境整備プログラム及び農業・農村開発プログラムの案件監理、評価及び新規案件の形成を行う。 （２）産業開発・中小企業振興・投資環境整備及び農業・農村開発に関するパキスタン連邦政府、各州政府による政策・施策動向や、他ドナーによる支援動向等の各種情報を収集・分析し、JICA内関係者及び現地ODAタスクフォース情報共有し、最新動向をプログラムの内容及び将来の支援方針に反映させる。 （３）日本大使館と緊密に連携し、大使館所管のスキームの案件形成を側面支援するとともに、JICAの実施中及び実施予定案件との連携を図る。 （４）その他、上記に附帯する業務をはじめJICAパキスタン事務所内で必要な業務を行う。 （５）前各号に掲げるもののほか、甲の事業遂行上必要な業務で甲が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。）							
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。							
■派遣国：		パキスタン		■勤務地：		イスラマバード	
				■配属機関：		パキスタン事務所	
※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。							
■契約期間：		2027年6月1日		～		2029年5月31日	
		※更新・延長なし		■募集人数（人）：		1	
■特記事項							
■必要な語学力：語学目安のレベル詳細はこちら： https://partner.jica.go.jp/contents/pdf/guideline.pdf							
日本語		業務遂行に支障がないこと		日本語能力試験 N1 レベル（特記事項参照）		【言語・語学力に関する特記事項】 ・日本語を母語としない応募者においては語学証明書（日本語能力試験N1レベル相当）の提出を必須とします。	
英語		A		以上であること			
■必要な技術資格：							
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■（関連業務に従事した）実務経験年数目安：		5年以上	
■必要な業務経験：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、AI等）					
必須		民間セクター開発または農業・農村開発に関する実務経験					
望ましい		海外、特に南アジアでの業務経験					
■求められる資質と能力：本ポストに求められる資質と能力は以下の通りです							
https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities							
★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問							
分野・課題専門力				★★		コミュニケーション力	
総合マネジメント力				★★★		援助関連知識・経験	
問題発見・分析力				★★		地域関連知識・経験	
						★	
■格付：		企画調査員B号				■月額基本給（海外赴任中）：	
						332,496円	
■待遇		待遇についての詳細はこちら： https://www.jica.go.jp/about/recruit/kikakuchosain/index.html#planning					
1. 諸手当①海外赴任中：在勤基本手当（赴任国・業務格付による。）、住居手当、配偶者手当（該当事者のみ）、子女教育手当（該当事者のみ）。規程で定める手当の種類や金額は変更される可能性があります。 ②本邦勤務中（海外赴任前後）：超過勤務手当 ※退職手当は支給なし。 2. 勤務時間①海外赴任中：各現地事務所の定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤・在宅勤務制度あり 3. 休日①海外赴任中：各現地事務所の定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 4. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 5. 時間外労働：あり 6. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、各種社会保険完備、団体生命保険 9. その他：昇給なし。賞与あり（6月および12月）							
その他、就業規則等内部規程に基づきます。							
・登用制度		https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html					
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html					
・有期雇用者手当支給細則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html					
■安全管理に関する補足事項		家族の随伴は可能。パキスタン国内で邦人が渡航できるエリアには制限あり。				■健康質問票の提出：	
						要	
※応募前にJICA HPにて派遣国(地域)および業務上出張が想定される国・地域の国別安全対策情報をご確認ください。 (ID, PW発給を受けてください)							
■担当部署名：		パキスタン事務所				■担当者名：	
■面接方式：		オンライン				菅原 貴之	
						■E-mailアドレス：	
						Sugawara.Takayuki@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
パキスタンは、人口が2億5千万人を超える大国ですが、現在も農業が主要産業であると同時に、産業育成、投資環境整備といった経済開発面に大きな課題を抱えています。本企画調査員の方には、産業育成・投資環境整備プログラム及び農業・農村開発プログラムを指揮いただくことを想定しており、技術協力と無償資金協力の展開を軸に、有償資金協力や民間連携事業等も含めた案件の発掘・形成等も行い、パキスタン政府及び他ドナーとの交渉役を担っていただきます。ダイナミックな仕事を通じて、高いコミュニケーション能力、マネジメント能力、構想力等、今後のキャリアにおいて必要な経験・知見が得られると期待できるポジションです。どうぞ積極的な応募をお待ちしております！							

【個票】 【海外】 No.		G1103	■募集ポスト名：		ケニア【企画調査員（企画）】海外投融資（アフリカ広域）								
職務内容													
				①	②								
■契約形態：		企画調査員（企画）	■担当分野名：		海外投融資（アフリカ広域）	■分野：	民間セクター開発						
■業務内容：													
【募集の背景・目的】 開発途上国における民間企業等の事業に対する出融資を行う「海外投融資」（融資・出資）は、開発と民間資金を繋ぐ触媒として、近年事業規模を拡大させています。アフリカにおけるニーズも拡大しており、現場レベルにおいて、JICA本部と協力して案件の適切な監理を行い、案件を適切に進捗させることができます。本ポストはアフリカにおける海外投融資案件を担当する広域のポストとして、本部や他事務所と連携しつつ、アフリカにおける海外投融資案件の適切な監理、付加価値向上を実践し、事業の成果の拡大、開発インパクト創出への貢献を目指しています。													
【期待される成果】 （１）アフリカにおける海外投融資案件が適切に監理されることによる事業効果の最大化 （２）アフリカ投融資先のバリューアップや日本企業との連携 （３）アフリカのJICA各国事務所における海外投融資事業の理解の深化													
【業務内容】 本部民間連携事業部及びJICAケニア事務所長の指示のもと、以下の業務を行う。 （１）アフリカにおける海外投融資案件の監理 （２）アフリカ投融資先の付加価値向上のための支援（日本企業連携含む） （３）アフリカにおける海外投融資先の発掘・審査支援 （４）機構内アフリカ在外事務所における海外投融資の主流化支援 （５）前各号に掲げるもののほか、機構の事業遂行上必要な業務で機構が命じるもの （在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。													
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。													
■派遣国：		ケニア	■勤務地：		ナイロビ	■配属機関：		JICAケニア事務所					
※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。													
■契約期間：		2027年4月1日		～	2029年3月31日		■募集人数（人）：		1				
※更新・延長なし													
■特記事項													
■必要な語学力：語学目安のレベル詳細はこちら： https://partner.jica.go.jp/contents/pdf/guideline.pdf													
日本語		業務遂行に支障がないこと		日本語能力試験 N1 レベル（特記事項参照）		【言語・語学力に関する特記事項】 ・日本語を母語としない応募者においては語学証明書（日本語能力試験N1レベル相当）の提出を必須とします。							
英語		A		以上であること									
■必要な技術資格：													
■必要な学位：									学士以上が望ましい	■（関連業務に従事した）実務経験年数目安：		5年以上	
■必要な業務経験：													
必須		ファイナンス、財務諸表等に関する基礎知識。											
望ましい		海外投融資案件監理経験											
望ましい		金融機関等での投融資業務経験											
■求められる資質と能力：本ポストに求められる資質と能力は以下の通りです													
https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities													
★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 －：不問													
分野・課題専門力				★★★				コミュニケーション力				★★★	
総合マネジメント力				★★				援助関連知識・経験				★	
問題発見・分析力				★★				地域関連知識・経験				★★	
■格付：		企画調査員B号					■月額基本給（海外赴任中）：		332,496円				
■待遇 待遇についての詳細はこちら： https://www.jica.go.jp/about/recruit/kikakuchosain/index.html#planning													
1. 諸手当①海外赴任中：在勤基本手当（赴任国・業務格付による。）、住居手当、配偶者手当（該当者のみ）、子女教育手当（該当者のみ）。規程で定める手当の種類や金額は変更される可能性があります。 ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 超過勤務手当 ※退職手当は支給なし。 2. 勤務時間①海外赴任中：各現地事務所の定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日①海外赴任中：各現地事務所の定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 土曜、日曜、国民の休日および年末年始 4. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 5. 時間外労働：あり 6. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、各種社会保険完備、団体生命保険 9. その他：昇給なし。賞与あり（6月および12月）													
その他、就業規則等内部規程に基づきます。													
・登用制度		https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html											
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html											
・有期雇用者手当支給細則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html											
■安全管理に関する補足事項		JICAの定める安全対策措置を遵守していただきます。					■健康質問票の提出：		要				
※応募前にJICA HPにて派遣国(地域)および業務上出張が想定される国・地域の国別安全対策情報をご確認ください。 (ID, PW発給を受けてください)													
■担当部署名：		ケニア事務所					■担当者名：		濱野 聡				
■面接方式：		オンライン					■E-mailアドレス：		hamano.satoshi@jica.go.jp				
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）													
ケニアを含む多くのアフリカ諸国では、社会/経済インフラ整備、環境対策、保健医療、教育等の社会サービスに政府が有効な対応策を提示できていない状況にあります。JICAは、各国政府向け支援に加えて、海外投融資を通じて、社会課題に取り組む企業、地域開発金融機関、ファンド、地場銀行等へのファイナンスを通じて、アフリカ諸国の産業育成、雇用創出、持続的な発展に貢献します。昨年、TICADで日本政府が発表したインド洋アフリカ経済圏イニシアティブの推進やリスクマネー供給によるブレンデッドファイナンスの推進等も海外投融資を通じて進めてきており、援助から投資への移行が進むアフリカにおいて海外投融資の重要性は益々高まっています。JICAが行う政府向け支援と民間企業が有するノウハウ・技術を橋渡し、日本とアフリカのビジネスでのリンケージを強化し、新たな社会価値の創造に共に挑戦して下さる方の応募をお待ちしています。なお、業務内容に新規案件形成を含めておりますが、既往の案件監理が業務の中心と想定しています。													

【個票】【海外】No.	G1104	■募集ポスト名：	マラウイ【企画調査員（企画）】農業農村開発			
職務内容						
			①		②	
■契約形態：	企画調査員（企画）	■担当分野名：	農業農村開発	■分野：	農業開発／農村開発	民間セクター開発
■業務内容：						
【募集の背景・目的】 マラウイ政府は、2021年に「ビジョン2063」を策定、2063年までに裕福で自立した工業化された上位中所得国となることを目指しており、2021年から2030年までの10か年計画（MIP - 1）で、農業を重点分野のひとつとしている。2018年に策定された国家農業政策（NAP）では、持続可能な商業的農業への変革を目標とし、「持続可能な農業生産・生産量」、「持続可能な灌漑開発」、「農業の機械化」、「農業市場開発・加工・付加価値」、「食糧・栄養安全保障」等、8つの優先エリアを定め取り組むこととしている。日本も国別開発協力方針に農業を重点分野として位置付けており、このような状況をふまえ、農業農村開発分野の企画調査員をJICAマラウイ事務所に配置し、これまでの協力実績を通じて得られた知見と経験をもとに、今後も農業の産業化を目指した協力を展開していく方針である。 現地調査やセクターワーキンググループへの参加等を通じて、農業農村開発セクター及び民間セクター（含む観光業）等関連するセクターの状況、関係機関の動向に関する情報収集・分析を行い、我が国の開発協力方針を踏まえて、JICAが行う具体的な協力案件の企画・実施監理・評価を実施する他、対外発信や他機関との連携協力に貢献することを目的として企画調査員を募集する。						
【期待される成果】 （1）農業農村開発分野及び民間セクター（含む観光業）等に関するセクターのマラウイ政府の政策及び計画の立案と実施の状況、ドナーの協力動向等に関する情報収集・分析がなされる。 （2）上記（1）の結果を踏まえて、JICAの協力プログラムの拡充と成果の発現に向けて、アフリカ域内での知見や経験の共有も図りながら、新規案件が形成される。 （3）協力案件の効果・効率の確保と向上のため、実施予定案件の円滑な着手、実施中案件の実施監理、モニタリング・評価（事後も含む）、成果の発信や連携協力が推進される。						
【業務内容】 JICAマラウイ事務所長の指示のもと、必要に応じて担当所員の支援を得ながら以下の業務を行う （1）プログラム計画：農業農村開発セクター及び民間セクター（含む観光業）等関連するセクターの現状分析、相手国政府・各ドナーとの協議、NGO、民間企業等の動の情報分析、整理。 （2）域内協力の推進：SHEPやCARDを中心とした協力のより効果的な展開のため、東南部アフリカ地域を中心に、他のJICA事務所やプロジェクトとの情報交換や域内協力を推進する。 （3）新規案件形成：上記（1）、（2）を踏まえつつ、農業農村開発セクター及び民間セクター（含む観光業）等関連するセクターの具体的な案件を形成する。 （4）事業の実施促進・実施監理にかかる業務を行う。①担当分野にかかる実施中及び新規案件について、関係者（JICA、大使館、関連プロジェクト、先方政府等）との連絡・調整を含めた、事業実施監理を行う。②担当分野にかかる政府機関、他ドナー、民間企業等との連絡調整、連携促進を行う。③治安対応や緊急援助の必要が生じた場合、事務所長の指示のもと、関連活動の支援を行う。 ④協力事業に係る広報活動を支援する。 （5）前各号に掲げるもののほか、機構の事業遂行上必要な業務で機構が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。						
■派遣国：	マラウイ	■勤務地：	リロングウェ	■配属機関：	JICAマラウイ事務所	
※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。						
■契約期間：	2027年6月1日	～	2029年5月31日	■募集人数（人）：	1	
		※更新・延長なし				
■特記事項						
■必要な語学力：語学目安のレベル詳細はこちら： https://partner.jica.go.jp/contents/pdf/guideline.pdf						
日本語	業務遂行に支障がないこと	日本語能力試験 N1 レベル（特記事項参照）		【言語・語学力に関する特記事項】 ・日本語を母語としない応募者においては語学証明書（日本語能力試験N1レベル相当）の提出を必須とします。		
英語	A	以上であること				
■必要な技術資格：						
■必要な学位：	学士以上が望ましい			■（関連業務に従事した）実務経験年数目安：	3年以上	
■必要な業務経験：						
望ましい	JICAでの業務経験					
望ましい	農業農村開発分野での海外業務経験					
■求められる資質と能力：本ポストに求められる資質と能力は以下の通りです https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities						
★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問						
分野・課題専門力		★★	コミュニケーション力		★★	
総合マネジメント力		★★	援助関連知識・経験		★	
問題発見・分析力		★★	地域関連知識・経験		★	
■格付：	企画調査員C号			■月額基本給（海外赴任中）：	308,336円	
■待遇	待遇についての詳細はこちら： https://www.jica.go.jp/about/recruit/kikakuchosain/index.html#planning					
1. 諸手当①海外赴任中：在勤基本手当（赴任国・業務格付による。）、住居手当、配偶者手当（該当者のみ）、子女教育手当（該当者のみ）。規程で定める手当の種類や金額は変更される可能性があります。 ②本邦勤務中（海外赴任前後）：超過勤務手当 ※退職手当は支給なし。 2. 勤務時間①海外赴任中：各現地事務所の定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日①海外赴任中：各現地事務所の定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 土曜、日曜、国民の休日および年末年始 4. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 5. 時間外労働：あり 6. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、各種社会保険完備、団体生命保険 9. その他：昇給なし。賞与あり（6月および12月） その他、就業規則等内部規程に基づきます。						
・登用制度	https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html					
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則	https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html					
・有期雇用者手当支給細則	https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html					
■安全管理に関する補足事項	JICAの定める安全対策措置を遵守していただきます。			■健康質問票の提出：	要	
※応募前にJICA HPにて派遣国（地域）および業務上出張が想定される国・地域の国別安全対策情報をご確認ください。 （ID、PW発給を受けてください）				https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/index.html		
■担当部署名：	JICAマラウイ事務所			■担当者名：	田中 幸成	
■面接方式：	オンライン			■E-mailアドレス：	Tanaka.Yukinari@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）						
ササハラ・アフリカの中でも最貧国のマラウイにおいて、主要産業である農業の高度化・多角化、農産品を活用した産業振興を目指し、国づくりの支援に取り組んでいます。本ポストでは、プロジェクトマネジメントの経験を積むことができるだけでなく、草の根レベルから、政府高官、他の開発パートナーまで幅広いアクターとの関係づくりを通して、より高度な調整力やコミュニケーション力といった能力も鍛えることができます。						

【個票】【海外】No.	G1105	■募集ポスト名：	モザンビーク【企画調査員（企画）】教育・保健		
職務内容					
			①	②	
■契約形態：	企画調査員（企画）	■担当分野名：	教育・保健	■分野：	教育 保健医療
■業務内容：					
<p>【募集の背景・目的】</p> <p>モザンビーク共和国（以下、「モザンビーク」）では、近年の経済成長にもかかわらず、保健医療及び教育サービスへのアクセスや質に依然として多くの課題を抱えている。特に地方部においては、保健人材の不足やサービス提供体制の脆弱性、基礎教育の質の向上や就学環境の改善等が引き続き重要な課題となっている。また、北部地域においては治安不安や自然災害の影響もあり、社会サービスの復旧・強化及び人材育成の重要性が高まっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、日本政府及びJICAは対モザンビーク国別開発協力方針の重点分野の一つである「人間開発・社会開発」の下、保健サービスの質の向上、人材育成及び教育の質の改善に取り組んでいる。また近年は、モザンビーク国内における協力成果の定着のみならず、第三国研修や知見共有を通じたアフリカ域内及びポルトガル語圏諸国との協力の推進も期待されている。</p> <p>本ポストは、教育及び保健分野を中心とする案件の形成・実施監理、関係機関との連携・調整及び情報収集・分析を通じて、モザンビークにおける協力成果の最大化及びJICA事業の戦略的展開に貢献することを目的とする。</p> <p>【期待される成果】</p> <p>（１）教育・保健分野の既存案件が適切に実施監理され、期待される協力成果の発現に貢献する。</p> <p>（２）モザンビーク政府の政策及び開発ニーズ、他ドナーの動向等を踏まえた新規案件の発掘・形成が促進される。</p> <p>（３）教育・保健分野に関する情報が収集・分析・共有され、JICA事業の戦略的な実施に活用される。</p> <p>（４）教育・保健分野におけるモザンビーク政府機関、ドナー、民間企業、研究機関等との連携・調整が促進される。</p> <p>（５）第三国研修や知見共有等を通じ、教育・保健分野におけるアフリカ域内協力及びポルトガル語圏諸国との南南・三角協力が促進される。</p> <p>【業務内容】</p> <p>JICAモザンビーク事務所長の指示のもと、必要に応じて担当所員の支援を得ながら、以下の業務を行う。（１）JICAモザンビーク事務所にて、教育・保健を中心とする分野の事業を担当し、案件監理及び各種調整業務を行う。</p> <p>（２）大臣や次官を含むモザンビーク政府・実施機関の高官や関係ドナー、民間企業等から担当分野の事業に関連した情報を収集・分析し、関係者に共有する。</p> <p>（３）担当分野に関し、モザンビーク政府機関及び日本側関係者との連絡・調整を行い、新規案件の発掘・形成を促進するとともに、モザンビーク教育協力プラットフォームとの連絡・調整を担う。</p> <p>（４）アフリカ域内協力並びにポルトガル語圏諸国との南南・三角協力の推進に向け、関係国政府機関、地域機関、ドナー等との連携を促進し、知見・経験の共有、新規協力案件の形成支援及びネットワーク強化に取り組む。</p> <p>（５）担当分野の協力プログラム及びプロジェクトに関し、案件相互の連絡強化等を通じたプログラムアプローチによる包括的協力案の策定支援を通じ、事業の戦略性強化を図る。</p> <p>（６）前各号に掲げるもののほか、機構の事業遂行上必要な業務で機構が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。）※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。</p>					
■派遣国：	モザンビーク	■勤務地：	マプト	■配属機関：	JICAモザンビーク事務所
※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。					
■契約期間：	2027年5月1日	～	2029年4月30日	■募集人数（人）：	1
		※更新・延長なし			
■特記事項					
■必要な語学力：					
語学目安のレベル詳細はこちら： https://partner.jica.go.jp/contents/pdf/guideline.pdf					
日本語	業務遂行に支障がないこと	日本語能力試験 N1 レベル（特記事項参照）	【言語・語学力に関する特記事項】 ・日本語を母語としない応募者においては語学証明書（日本語能力試験N1レベル相当）の提出を必須とします。		
英語	A	以上であること			
ポルトガル語	B	望ましい			
■必要な技術資格：					
■必要な学位：					
学士以上が望ましい					
■（関連業務に従事した）実務経験年数目安：				3年以上	
■必要な業務経験：					
望ましい	JICA本部・国内機関での業務経験				
望ましい	JICAプロジェクトの経験				
望ましい	アフリカ地域での業務経験				
■求められる資質と能力：本ポストに求められる資質と能力は以下の通りです					
https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities					
★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 -：不問					
分野・課題専門力			★★	コミュニケーション力	★★★
総合マネジメント力			★★	援助関連知識・経験	★★
問題発見・分析力			★	地域関連知識・経験	★★
■格付：	企画調査員C号			■月額基本給（海外赴任中）：	308,336円
■待遇	待遇についての詳細はこちら： https://www.jica.go.jp/about/recruit/kikakuchosain/index.html#planning				
1. 諸手当①海外赴任中：在勤基本手当（赴任国・業務格付による。）、住居手当、配偶者手当（該当者のみ）、子女教育手当（該当者のみ）。 規程で定める手当の種類や金額は変更される可能性があります。 ②本邦勤務中（海外赴任前後）：超過勤務手当 ※退職手当は支給なし。					
2. 勤務時間①海外赴任中：各現地事務所への定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 午前9：30から午後5：45までの7時間30分					
※休憩時間は12：30から13：15までの45分					
※時差出勤、在宅勤務制度あり					
3. 休日①海外赴任中：各現地事務所への定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 土曜、日曜、国民の休日および年末年始					
4. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり					
5. 時間外労働：あり					
6. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）					
7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入					
8. 福利厚生：交通費支給、各種社会保険完備、団体生命保険					
9. その他：昇給なし。賞与あり（6月および12月）					
その他、就業規則等内部規程に基づきます。					
・登用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html					
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/t10001497.html					
・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/t10001498.html					
■安全管理に関する補足事項	JICAの定める安全対策措置を遵守していただきます。			■健康質問票の提出：	要
※応募前にJICA HPにて派遣国（地域）および業務上出張が想定される国・地域の国別安全対策情報をご確認ください。（ID、PW発給を受けてください）				https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/index.html	
■担当部署名：	モザンビーク事務所			■担当者名：	丸山 真司
■面接方式：	オンライン			■E-mailアドレス：	Maruyama.Shinji@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
モザンビークは豊富な資源と高い成長ポテンシャルを有する一方で、保健・教育サービスの質の向上や人材育成など、多くの開発課題を抱えています。JICAはこれまで長年にわたり保健・教育分野で協力を行ってきており、本ポストでは案件の実施監理のみならず、新規案件形成や政策対話、ドナー連携など幅広い業務に携わっていただきます。					
また、近年はアフリカ域内協力やポルトガル語圏諸国との南南・三角協力の重要性も高まっており、モザンビークの経験や知見を域内へ発信していく取組にも関わることができます。					
政府高官から現場の技術者、国際機関・ドナーまで、多様な関係者との協働を通じて高い調整力や分析力を身につけることができるポストです。モザンビークの発展に情熱を持ち、主体的に業務に取り組んでいただける方のご応募をお待ちしております。					

【個票】 【海外】 No.		G1106	■募集ポスト名：		チュニジア【企画調査員（企画）】アルジェリア・チュニジア案件形成・実施監視・支援	
職務内容						
					①	②
■契約形態：	企画調査員（企画）		■担当分野名：	アルジェリア・チュニジア案件形成・実施監視・支援	■分野：	事業調整・南南・三角協力
■業務内容：						
<p>【案件の背景】</p> <p>アルジェリアは、天然ガスなどのエネルギー資源に恵まれているものの、経済はこの輸出に依存しており資源価格の影響を受けやすい。同国政府は、産業多角化の必要性を認識しているものの、ビジネス環境等の課題から民間投資は伸びていない。近隣国と同様、高い失業率や治安・テロ対策の課題などもある。加えて地震多発国であり、防災体制の整備も課題である。これらの課題に対し、JICAは、本邦での研修を中心とした人材育成、漁業資源管理、防災分野などへの協力を行っている。JICAチュニジア事務所は、在アルジェリア日本大使館や現地パートナー等と連絡調整を図り、必要に応じて出張を行い、アルジェリアへの協力案件の案件形成・実施監視を行っている。同国の現状や課題を把握し、JICAの経験・知見や日本の強みを活かした案件形成、また実施中案件や形成後の案件の実施監視が必要とされている。アルジェリアは、これまで対外公的借入に慎重な姿勢を維持してきたが、近年は開発課題への対応のため国際金融機関からの借入を開始するなど方針に変化が見られ、今後は二国間借入を含む新たな開発資金調達の可能性も注目されている。また、チュニジアにおいては、長年、水産分野や人材育成分野の協力に取り組んできているところ、これらの実施監視も引き続き重要となっている。加えて、アルジェリア・チュニジアの両国における活動の広報等も重要になっている。</p> <p>【業務の目的】</p> <p>アルジェリア及びチュニジアの開発課題、および同国の開発政策と日本の開発協力方針等を踏まえ、JICAの案件を円滑かつ効果的に形成・実施監視する。</p> <p>【期待される成果】</p> <p>（１）重点分野や特定課題において案件を円滑に形成・実施監視するための情報が収集・整理される。</p> <p>（２）重点分野や特定課題において政府関係機関や開発パートナー等とのネットワークが構築される。</p> <p>（３）重点分野や特定課題において案件形成および実施監視が円滑かつ効果的に行われる。</p> <p>（４）事務所の運営管理業務の一部が円滑に行われる。</p> <p>【業務内容】</p> <p>JICAチュニジア事務所長の指示のもと、以下の業務を行う。</p> <p>（１）案件を円滑に形成・実施監視するための情報収集・整理</p> <p>①関連情報を収集・整理し、JICAの対応・考えをまとめ、事務所長等に報告・相談する。</p> <p>（２）政府関係機関や開発パートナー等とのネットワーク構築</p> <p>①政府関係機関、大使館、開発パートナー、民間企業等と連絡調整を行い関係構築を図る。</p> <p>（３）円滑かつ効果的な案件形成・実施監視</p> <p>①上記を踏まえ、JICA関係部署等と連絡調整を行いつつ案件を形成する。</p> <p>②実施中案件や形成後の案件について、JICA関係部署等と連絡調整を行い実施監視をする。</p> <p>③関連の広報、調達などの事務手続きを行う。</p> <p>（４）前各号に掲げるもののほか、機構の事業遂行上必要な業務で機構が命じるもの（在外拠点長の指示により、上記の業務のみならず、他の業務〔ボランティア事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。</p>						
契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。						
■派遣国：	チュニジア		■勤務地：	チュニス		■配属機関：
JICAチュニジア事務所						
※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。						
■契約期間：	2027年5月1日		～	2029年4月30日		■募集人数（人）：
※更新・延長なし						
■募集人数（人）：						
1						
■特記事項						
■必要な語学力：						
語学目安のレベル詳細はこちら： https://partner.jica.go.jp/contents/pdf/guideline.pdf						
日本語	業務遂行に支障がないこと		日本語能力試験 N1 レベル（特記事項参照）		【言語・語学力に関する特記事項】 ・日本語を母語としない応募者においては語学証明書（日本語能力試験N1レベル相当）の提出を必須とします。	
フランス語	A		望ましい			
英語	A		望ましい			
■必要な技術資格：						
■必要な学位：						
学士以上が望ましい						
■（関連業務に従事した）実務経験年数目安：						
5年以上						
■必要な業務経験：						
望ましい	JICAでの業務経験					
望ましい	中東・アフリカ地域での業務経験					
■求められる資質と能力：本ポストに求められる資質と能力は以下の通りです						
https://partner.jica.go.jp/jicas_jobView?cat=jicas_job&param=six_abilities						
★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 －：不問						
分野・課題専門力			★		コミュニケーション力	
総合マネジメント力			★★		援助関連知識・経験	
問題発見・分析力			★★		地域関連知識・経験	
					★★	
■格付：	企画調査員B号				■月額基本給（海外赴任中）：	332,496円
■待遇						
待遇についての詳細はこちら： https://www.jica.go.jp/about/recruit/kikakuchosain/index.html#planning						
1. 諸手当①海外赴任中：在勤基本手当（赴任国・業務格付による。）、住居手当、配偶者手当（該当者のみ）、子女教育手当（該当者のみ）。規程で定める手当の種類や金額は変更される可能性があります。 ②本邦勤務中（海外赴任前後）：超過勤務手当 ※退職手当は支給なし。						
2. 勤務時間①海外赴任中：各現地事務所の定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 午前9：30から午後5：45までの7時間30分						
※休憩時間は12：30から13：15までの45分						
※時差出勤、在宅勤務制度あり						
3. 休日①海外赴任中：各現地事務所の定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）： 土曜、日曜、国民の休日および年末年始						
4. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり						
5. 時間外労働：あり						
6. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）						
7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入						
8. 福利厚生：交通費支給、各種社会保険完備、団体生命保険						
9. その他：昇給なし。賞与あり（6月および12月）						
その他、就業規則等内部規程に基づきます。						
・登用制度	https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html					
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則	https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html					
・有期雇用者手当支給細則	https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html					
■安全管理に関する補足事項	JICAの定める安全対策措置を遵守していただきます。				■健康質問票の提出：	要
※応募前にJICA HPにて派遣国（地域）および業務上出張が想定される国・地域の国別安全対策情報をご確認ください。 （ID、PW発給を受けてください） https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/index.html						
■担当部署名：	チュニジア事務所				■担当者名：	若林 真幸
■面接方式：	オンライン				■E-mailアドレス：	wakabayashi.mako@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）						
JICAチュニジア事務所はアルジェリアを兼轄しており、本企画調査員は、アルジェリアへの協力を中心に、チュニジアへの協力にも関与し、幅広く事業を経験できます。アルジェリアは、アフリカ大陸で一番大きい国であり、その人口や天然資源などから開発のポテンシャルが高い一方、産業多角化や社会安定化などの課題があります。JICAは、人材育成、水産、防災などの分野にて協力を進めています。キャリア構築のためにも仏語圏アフリカやマグレブ地域にて経験を積みたい方、比較的小さめのJICA事務所に幅広い経験を積みたい方、特定国（アルジェリア）に興味がある方など、ぜひチャレンジをお待ちしています！						

【個票】【海外】No.

G1107

■募集ポスト名：

パレスチナ【企画調査員（企画）】産業振興・物流促進

職務内容

■契約形態：

企画調査員（企画）

■担当分野名：

産業振興・物流促進

■分野：

民間セクター開発

■業務内容：

【案件の背景】

パレスチナでは、国際社会による直接交渉・仲介を通じた和平合意とパレスチナ国家建設に向けた努力が続けられており、パレスチナ自治政府は「National Program for Development and Reform (NP4DAR)」等に基づき占領終結・国家建設を目指して社会経済の開発を進めている。日本政府は、パレスチナの経済的自立を促す中長期的取組として2006年より「平和と繁栄回廊」構想（日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの四者協議を通じて地域協力を推進し、パレスチナの経済的自立、域内連携及び相互の信頼醸成を支援するもの）を掲げており、JICAは、同構想の旗船事業であるジェリコ農産加工団地（Jericho Agro Industrial Park、JAIP）への協力や零細中小企業支援等を通じて、幅広く産業振興分野の協力を実施している。ガザにおいては緊急支援を実施しており、今後産業振興分野においても検討する。

【業務の目的】

対パレスチナ自治区開発協力方針のうち、持続的経済成長の促進分野に係る産業開発セクターの案件形成・実施等に従事する事を目的に派遣する。とりわけJAIPの開発・運営の自立支援、零細中小企業支援（含む金融アクセス改善）、輸出振興、物流促進、漁業支援、ICT／イノベーション等に従事する。

（１）産業開発分野に関する事業の実施促進、援助の戦略性強化、支援案件（技術協力、資金協力事業等）の形成、実施促進。

（２）産業開発分野に関するプログラム・ローリングプランの戦略性強化、開発事業の形成、監視、実施促進、ドナー協調、民間連携。

（３）自治政府関係機関（国民経済省及び産業団地所管機関IPIEA等）、ディベロッパー含む民間部門、パレスチナ日本政府代表事務所（RoJ）、UNDP、ジェリコ市等の関係機関との連携・調整業務を通じたJAIPの開発・運営促進を行う。

【期待される成果】

（１）産業開発分野に関するJICAのプログラムの戦略性が高まり、JICAプロジェクトが効果的に実施される。

（２）産業開発分野に関する開発計画（技術協力、資金協力等）の形成促進、実施促進、管理、関係機関協調がなされる。

（３）JAIP関係機関との連携・調整業務を通じてJAIPの自立的な開発・運営促進が効果的に実施される。

（４）JAIPに関連した開発計画（技術協力、資金協力）の形成、実施促進、管理、関係機関協調がなされる。

（５）実施中および実施予定案件を通じた産業開発分野支援が効果的に実施される。

【業務内容】

JICAパレスチナ事務所長の指示のもと、以下の業務を行う。

（１）産業開発、零細中小企業支援（ガザを含む）、平和と繁栄の回廊構想を中心とする分野の事業を担当し、案件監理（予算管理含む）及び各種調整業務を行う。

（２）大臣や次官を含むパレスチナ自治政府・実施機関の高官や関係ドナー、民間企業等から担当分野の事業に関連した情報を収集・分析し、関係者に共有する。

（３）担当分野に関し、パレスチナ自治政府機関および日本側関係者の連絡・調整を行い、新規案件の発掘・形成の促進を図る。

（４）担当分野の協力プログラム及びプロジェクトに関し、案件相互の連結強化等を通じたプログラムアプローチによる包括的協力案の策定支援を通じ、事業の戦略性強化を図る。

（５）前各号に掲げるもののほか、機構の事業遂行上必要な業務で機構が命じるもの（在外拠点長の指示により、担当以外の業務〔観光、農業、エネルギー、各種事業、総務・経理・調達・広報・安全管理業務等〕を一部に含むことがある。）

※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

■派遣国：

パレスチナ

■勤務地：

ラマッラ

■配属機関：

JICAパレスチナ事務所

※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。

■契約期間：

2027年5月1日

～

2029年4月30日

■募集人数（人）：

1

※更新・延長なし

■特記事項

■必要な語学力：

語学目安のレベル詳細はこちら：<https://partner.iica.go.jp/contents/pdf/guideline.pdf>

日本語

業務遂行に支障がないこと

日本語能力試験 N1 レベル（特記事項参照）

【言語・語学力に関する特記事項】
・日本語を母語としない応募者においては語学証明書（日本語能力試験N1レベル相当）の提出が必須。

英語

A

以上であること

アラビア語・ヘブライ語

C

できると望ましい

■必要な技術資格：

必須

自動車普通免許、国際運転免許（自家用車通勤必須のため）

■必要な学位：

学士以上

■（関連業務に従事した）実務経験年数目安：

5年以上

■必要な業務経験：

必須

パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、オンライン会議ツール等）

必須

マルチタスクへの臨機応変かつ柔軟な対応力、公金に携わることへの責任感をもてること

必須

企業、官公庁、大学、団体等での職務経験（5年以上）

望ましい

JICA本部または在外拠点での勤務経験

望ましい

その他開発援助機関での勤務経験

望ましい

海外駐在経験（1年以上）

■求められる資質と能力：本ポストに求められる資質と能力は以下の通りです

https://partner.iica.go.jp/jicas.jobView?cat=iicas.job&param=six_abilities

★★★：非常に重視する

★★：重視する

★：参考程度

-：不問

分野・課題専門力

★★

コミュニケーション力

★★★

総合マネジメント力

★★

援助関連知識・経験

★★

問題発見・分析力

★★

地域関連知識・経験

★★

■格付：

企画調査員B号

■月額基本給（海外赴任中）：

332,496円

■待遇

待遇についての詳細はこちら：<https://www.iica.go.jp/about/recruit/kikakuchosain/index.html#planning>

1. 諸手当①海外赴任中：在勤基本手当（赴任国・業務格付による。）、住居手当、配偶者手当（該当者のみ）、子女教育手当（該当者のみ）。規程で定める手当の種類や金額は変更される可能性があります。

②本邦勤務中（海外赴任前後）：超過勤務手当 ※退職手当は支給なし。

2. 勤務時間①海外赴任中：各現地事務所の定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）：午前9：30から午後5：45までの7時間30分

※休憩時間は12：30から13：15までの45分

※時差出勤、在宅勤務制度あり

3. 休日①海外赴任中：各現地事務所の定めによる ②本邦勤務中（海外赴任前後）：土曜、日曜、国民の休日および年末年始

4. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり

5. 時間外労働：あり

6. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）

7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入

8. 福利厚生：交通費支給、各種社会保険完備、団体生命保険

9. その他：昇給なし。賞与あり（6月および12月）

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

・登用制度

<https://www.iica.go.jp/recruit/permanent/index.html>

・独立行政法人国際協力機構
有期雇用者就業規則

<https://www.iica.go.jp/joureikun/act/110001497.html>

・有期雇用者手当支給細則

<https://www.iica.go.jp/joureikun/act/110001498.html>

■安全管理に関する補足事項

JICAの定める安全対策措置を遵守していただきます。
現在、治安上の観点から家族の同伴（一時的な呼寄せを含む）はできません。

■健康質問票の提出：

要

※応募前にJICA HPにて派遣国(地域)および業務上出張が想定される国・地域の国別安全対策情報をご確認ください。
(ID、PW発給を受けてください)

<https://www.iica.go.jp/about/organization/safety/index.html>

■担当部署名：

パレスチナ事務所

■担当者名：

湊 佑介

■面接方式：

オンライン

■E-mailアドレス：

Minato.Yusuke@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）

日本はパレスチナが自立するための支援を行っており、産業開発分野の協力は、日本の対パレスチナ支援の重要分野です。これまで産業開発分野でのプロジェクト・マネジメントの経験をお持ちの方が、更にその専門性／マネジメント力を高めることが可能なポストです。パレスチナ内外の多くの関係者と意見交換して取り纏める等、総合マネジメント力、コミュニケーション力が求められますが、チャレンジングな状況下での協力事業形成、推進に前向きに取り組んでいただける方の応募をお待ちしております。居住地がイスラエル（西エルサレム）となるため、自家用車を購入のうえ、ラマッラまで運転して通勤いただきます。

